

目次

社説

- ◎全國佛教大會召集之概
- ◎宗教團體と公法人

論説

- ◎宗教法案に就て(承前) 文學士 本多辰次郎
- ◎政府案の所謂特典ある者 桑門 典
- ◎宗教法案に對する佛教信徒の覺悟 藤波 又吉

社會

- ◎各地上京員の動靜
- ◎政府者の奔走
- ◎東京府下大谷總末寺會
- ◎内海京都府知事の干涉
- ◎右訓示の結果
- ◎議制局會議
- ◎西派の動靜
- ◎各宗管長會議
- ◎東京方面
- ◎宗教法案反對各團體打合會
- ◎佛教俱樂部
- ◎帝國黨の政務調査會

雜録

◎名士片言

- ◎某黨名士
- ◎某碩德
- ◎某進憲黨名士
- ◎某自憲黨名士
- ◎某代議士
- ◎某省有志
- ◎公認佛教反對論者の輿論
- ◎某衆議院議員

會報

- ◎會頭久我侯爵一行巡回記事
- ◎津幡町
- ◎越中市高岡
- ◎中越各宗協會
- ◎富山佛教徒同盟會
- ◎江沼郡佛教徒同盟會

改教時報

第二十五號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し、品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし、國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を奨勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を奨勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を奨勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報第二十四號目次

- 社説 ● 宗教法案に對する絶對的反對意見 ● 信教自由の誤解
- 論說 ● 宗教法案賛成論者の謬見を打破す ● 宗教法調査會設立の議 ● 宗教法案に就て ● 宗教法案の精神
- 社會 ● 宗教法案提出の真相 ● 大日本佛教徒同盟會 ● 檄文頒布 ● 十二月十一日 ● 各宗委員の會合 ● 我同盟會員の運動 ● 貴族院第一讀會 ● 同盟會員の特別委員訪問 ● 貴族院の特別委員會 ● 佛教有志者に告ぐ ● 同盟會事務所 ● 赤松連城氏の議員招請 ● 各宗委員 ● 西派委員の失態 ● 全國佛徒上京委員會 ● 外數件
- 雜錄 名士片言 ● 子爵某居士 ● 某有力大臣 ● 又一大臣 ● 人は云ふ ● 進憲黨一名士 ● 又曰く ● 自憲黨一名士 ● 帝國黨某氏 ● 局外觀 ● 森清右衛門氏 ● 大内青巒氏 ● 島田蕃根翁 ● 赤松連城師 ● 東京控訴院判事某氏 ● 文部省の一有力家 ● 某大家の談 ● 某黨總務委員 ● 教育社會の輿論

政教時報

全國佛教徒大會召集之檄

國家の宗教に對するや、人類の幸福を増進し、國家の安寧を維持する教宗派をして、國民の心靈を感化し、品性を陶冶せしむるを第一義とす。而して宗教法なるものは此の如き國家宗教間に於ける至大なる關係を規定するものにして、之を國家の點より觀察するも、又之を宗教の點より觀察するも、最も慎重の審議を要すべき者。吾人國民は謹嚴摯實の態度を以て之を規定せざる可らざる也。然るに今回政府が貴族院へ提出したる宗教法案なるものは、其調査頗る疎漏、其態度頗る輕忽、實に大日本帝國宗教法たるの體を備へざる既に天下の輿論也。抑、國家が宗教を律するや、宗派教派を以て規定の單位とする各國宗教法の精神なり、苟も單位を宗派、教派に置かんか、必ずや教宗派の性質組織果して克く國家に適合するや否やを檢す可き也、教宗派の制度法規果して克く總轄命令の主體あるや否やを分つ可き也、教宗派の自治權を確認すると同時に其範圍を嚴制すべき也、教宗派に對する監

督權を規定すると同時に其限度を區劃すべき也。然るに政府提出の法案を檢するに、此の如く宗教法中骨子たるべき教宗派を無視するのみならず、其權能を蔑如し、毫も其性質組織の如何を顧みず、漫に其自治の範圍を蹂躪し、之に加ふるに無限の監督干涉を以てし、且つ法律上之を解體して各個の造營物とし、遇するに私設會社同等の私法人權を以てす。是果して國家が國民の心靈を感化し、品性を陶冶せしむる教宗派を遇するの道あるか、又政府は果して克く教宗派の性質國家の安寧を維持し、人類の幸福を増進するや否やを檢するに遺算あきを得るか。吾人は斷々乎として政府が此大問題を處理するに當りて輕忽疎漏の責を免る能はざるを極言する者也。

翻て全國幾千萬の佛教徒諸君に警告せむ。嗚呼上下滔々二千歳、吾人の祖先は佛教を以て國民精神の統一を維持し、佛教を以て人道大義の根柢を涵養し、傳て以て吾人後昆に至れり。吾人は之に倚りて心靈の感化を蒙れり、吾人は之に賴りて品性の陶冶を成就せり。而して現時社會の大勢を達觀するに、維新已後茲に三十年、國民は漸く形而下の問題を終りて、今や正さに眼光を精神界の問題に一轉せむとす。此に於てや祖先已來訓練修養を加へ、圓熟其粹を鍾めたる佛教

信念は勃々發動し來りて、精華煥發日本佛教の眞面目を發揮し、國光と共に之を八紘に光被すべき時機に膺れり。何を圖らむ。政府は國民自覺の大勢を顧みず、理想的法文を畫して、國民の宗教的態度に一大變革を強制厲行せむとす。噫、是祖先已來の宗教的信仰に迫害を加ふる者也。現時佛教の團體組織を危殆に陥らしむる者也。實に是れ全國の信徒が國家に對する觀念を發洩し、佛教に對する信念の強度を試むべきの時、苟も佛教徒たるもの肅然として眞摯の態度に住し、猛然として信仰の威烈を顯し、飽迄意志の貫徹を期すべき也。佛天は昭々乎として吾人頭上に鑒照せり、全國の信徒矢て國家と宗教とに殉するの大覺悟を以て直進勇往し徹頭徹尾正鵠なる方針を以て國家宗教間に於ける一大問題を解釋す可き也。

茲に大日本佛教徒同盟會、公認教期成同盟會、信徒俱樂部等、全國二百の佛教團體を聯合し、十三宗佛教各派の熱心なる信徒は合同して來る一月二十一日午後一時を下して東京江東中村樓に於て全國佛教徒大會を開かむとす、愛國護法の諸士冀くは來り會せよ、謹て告ぐ。

宗教團體と公法人

本年一月六日七日の兩日に亘りて大坂毎日新聞に於て法學博士一木喜徳郎君は宗教團體と公法人といふ題目の下に宗教團體を公法人とするを論ぜられた、博士の議論は却々正確なる論であることと論ぜられた、博士の議論は却々正確なる論を以て組立てられて公法人と宗教團體の關係を公法學上から觀察して述べられた議論で是迄諸新聞に於て此度の宗教法案に就て論じたものは大に趣を異にして居る、併し乍ら其議論たるや、私の考ふる處では、大に誤りて居るによりて一言反駁するの必要を認め、博士の説によると公法人は國家の機關たる法人であると云ふのであるが是から即ち間違である、故に二回に亘りた議論は假令論理の上では正確でありても、此の根本的の斷定が間違居るのであるから、つまり皆間違居ると云ふ結果になりて居る、博士は公法人とは國家の機關たる法人に限ると云て國家の機關以外に公法人なるものを認めないが、夫れならば寧ろ公法人と云ふ名目を用ゐないで、單に國法人と云た方がよろしい國法人は無論公法人の一種で其中に包含される者である故に國法人を認めないならば、何も公と云ふ廣い意味の言を法人の上に冠らせて其意味を曖昧にするには當らない、國法人と云ふて仕舞ふ方が甚だ正確でよろしい、例へば法律は之を大別して公法と私法との二にするでは無か、夫で公法を更に大別して國法と狹義と公法とするではなひか、即國法とは憲法の如きものを云ひ狹義の公法とは刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法等を總稱したる

のである、若しも公法が國法のみであるならば、單に國法と云て之より更に意味の廣い公法なる言を用ゐるには及ばない譯である、夫と同じ事でも若しも公法人が國家の機關たる法人のみに限る、即ち所謂國法人のみであるならば單に國法人と云て之より更に意味の廣い公法人なる言を用ゐるに及ばない譯である、然るに學者が特に公法人なる名稱を用ゐると云ふのは即ち所謂國法人以外に尙公法人なるものを認めるからである。

然らば其國法人に非る公法人とは如何なるものであるかと云ふに國家が或る獨立の團體にして其所屬の者に對し命令の權力を有して居る實のあるものに其實を法律を以て認めて遣りた者である、夫でこの種の公法人と國家の機關たる公法人と如何なる差異があるかと云ふに何れも其原義上に於ては全く同一である、即ち何れも命令權の主体であると云ふ事に歸着する唯其著しく異なる所は二者の成立の方法に於て存すると云てよろしい、即ち國家の機關たる公法人に於ては其制度組織は總て國家が之を定めて之に命令權を附與して遣る之に反して國家機關たる公法人、所謂國法人に非る公法人にありては、其制度組織は國家か之に定めるのではない、其團體自然の發達によりて既に形成されて居る而して其團體の有して居る命令の實を國家か認めて遣るに過ぎないのである、如斯二者成立の方法に於ては異りて居るが其原義たる命令權の主体と云ふ點に於ては全く同一である、之に就て分り易い例を引けば法律の中には成文法と習慣法とがある、成文法とは其法

律全体を國家が定められたものである、習慣法とは自然の發達によりて成りたる習慣を國家が法律として認められたるものである、斯く二者成立の方法は異りて居るが何れも法律であると云ふ一點に至りては全く同一である、國家の機關たる公法人は即ち此の成文法の如きもので國家の機關以外の公法人は即ち此習慣法の如きものである、所謂國法人とは府縣郡市町村の如きもので夫以外の公法人とは即ち或種の宗教團體の如きものを云ふのである。

以上論ずる所によりて國家の機關たる公法人以外に尙別種の公法人がありても毫も公法學上差支のないと云ふことは明瞭である、現に博士も「近頃の國法の組織では私人間には權力の關係を認めないのが通例であるが、必ずしも絶対にそうであるとは云はれない」と云て居るではないが之で博士の公法人と云ふことに付ての解釋が狭きに失して誤りであると云ふことが分りた、已上は博士の此原義から割出した全體の議論即ち宗教團體を公法人とするのは憲法の主義と相容れないと云ふ議論の全體が例令推論上正當でありても皆誤りであると云ふのは自然の結果である、以下博士が此原義を適用して論ぜられた各一の點に付て賛否の如何を述べようと思ふ。

博士は「近頃の國法の組織では私人間には權力の關係を認めないのが通例である、必ずしも絶対にそうであるとは云はれないけれども概して申せば權力は國家の専ら占めて居る所である府縣郡市町村其他の團體は權力を持って居りませすけれども是等の團體の權力を持って居る所以は何であるかと云へば即ち

是等の團體は國家の機關であるからである、即ち公法人であるからである、國家の機關であるが故に國家は私人間に通常認めない所の權力の關係を團體と其團體を組織する者との間に認むるのである、夫で國家は私人に權力を與へないのを例として居るのに拘はらず是等の團體には特に權力を與へて居るので御座います」と云はれるが之によりて見ると博士は府縣郡市町村の如きは全く私人であるが特に例外を以て權力を與へられたと云ふのであらう、之は實に恐入つた考へで府縣郡市町村の如きは無論公人でありて私人ではない、博士が若し府縣郡市町村の如きは國家に非ざるものであるが、特に權力を與へられて居ると云ふならばよろしいが、私人であるが權力を與へられたのであると云ふのは甚だしい誤りである、博士は國家以外のものは總て私人であると思ふて居るのであらう、即ち國と私との間にある公と云ふことを認めないのであらう、之が抑博士が公法人を解して國法人とせられた所以であらう、吾々の考へでは國家は無論公のものである、府縣郡市町村の如きものも亦公のものである、而して又國家の機關たる公法人以外の團體にして命令の實を認められたものも亦公のものである、吾々は國と私との間に更に公なる意義を認める吾々が或る種の宗教團體を公法人なりとするは即ち之が爲めでありて博士が之を公法人と認めないのも亦此點の見解を異にするからであらう。

團體の目的として居る所は即ち國家の目的とする所であると云はなければなりません、然らば宗教團體の目的とする所は何であるかと云へば云ふ迄もなく、主として或る特殊の宗教を宣布すると云ふことにあるのである、夫故に宗教團體が公法人であること云ふのは即ち國家は或る宗教を宣布することを以て國家の事業と見做して居ると云ふのと同じ事になりませう」と云ふが之を公法人に解して國家の機關たる法人とした結果で、其誤りであると云ふことは前に詳論した所で明かである、國家の機關に非ずして獨立の目的を有する公法人と云ふものがありて差支ないと云ふことが分りた以上は或種の宗教團體を公法人とするは毫も不都合のないと云ふことが分る

博士は又語を續けて「然るに吾國の憲法の主義如何と考へて見ますれば人の知る如くに憲法には日本の臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て宗教の自由を有すと云ふことが規定してあります、此規定によれば云ふ迄もなく臣民は何れの宗教を信するの自由である又何れの宗教を信せずして全く無宗教であると云ふことも臣民の絶對の自由である、然るに宗教團體を公法人と認むると云ふことは前申す通り或宗教の宣布を以て國家の事業と見做すと云ふことでありますから即ち國家は臣民をして或る信仰を奉せしむると云ふことを自己の目的として勉むるものであると云ふ結果になりませう、之が憲法の明に規定して居る所の宗教自由の原則と矛盾するものであると云ふことは極めて明白のことである

ある」と云ふて居る流石は法學博士丈ありて信教自由の原則は正當に解釋せられた、是迄隨分新聞などで信教自由のことを論じたものもあるが、何れも甚だしい誤解を下して居るのに茲に其正解を見るを得たるは甚だ愉快に思ふ所である、さて宗教團體を公法人と認めても宗教の宣布を國家の事業と見做すと云ふことにはならないと云ふことが前に詳論した所で分りた以上は或種の宗教團體を公法人とするも、信教の自由は博士の言はるゝ如く臣民各個の上に付ての規定であるから毫も差支のあるべき者でないこと云ふことも分ることと思ふ。

博士は尙語を續けて「獨り憲法の明文に矛盾する計りでなく文明國の通則たる信教自由の原則と相容れないものであると云ふことは疑を容れませぬ」と言て居るが若しも宗教團體を公法人と認むることか文明國の通則たる信教自由の原則と相容れないと云ふことが本當ならば歐洲諸國が國法上或る種の宗教團體を公法人と認めて居ると云ふのは自家撞着と云はなければならぬ。

宗教團體は公法人と認むることは出来ないものであると確く信じて居るのであります」と云はれるが之も甚だ受けられぬ、說で文明各國は今日憲法上信教自由の原則を明定して之より生ずる結果は充分に保障して居りて決して或る種の宗教團體の專横なる處分を許さない、かゝる情勢の下に於て宗教の勢力の爲めに學說を枉げるなと云ふことはあり得べき事ではない

又博士は語を續けて「况や吾國は宗教上の迷信が最少く公平に學理に基て宗教の制度を立つるに最適當なる國柄でありませうのに」と云ふが之れは御同慶と云はなければならぬ、併し「今回新に宗教の制度を立つるに際して宗教團體を公法人と認むると云ふが如きは到底容るべからざるの説であると考へます」と云はれるに至りては奇怪も亦甚だしと云はねばならぬ、又吾國に於ては決して今回新に宗教の制度を立てるのではない宗教の制度は假令一法案を以て立てられてなくとも現に既に立て居るのには違ひない、されば此學理と必要の命ずる所により從來の歴史を鑑みて制度を完全にするの必要があるのである、新に宗教の制度を定むると云ふ様な考へを以て宗教法案に對せられては實に不都合千萬のこと、云はなければならぬ、博士に望む處は左様な考へを排して更に從來の宗教團體中既に業に公法人たるものがないかと云ふことを研究せられたいと云ふことである

博士は又語を續けて「是等は數百年來の歴史の爲めに支配せられて宗教の勢力の爲に學說の自由なる發達を縛られた結果でありて苟も信教自由の原則を取りた國に於てはせうしても

博士は更に語を續けて「殊に吾國は外國なごとは異りて居りまして舊來人民の間に勢力のある神佛二教の外に新に這入り

て来た處の耶蘇教もあり、單純に耶蘇教のみによりて國を建て居る處とは事情も全く異りて居るものでありますからして假令外國に於て宗教團體を公法人と見做して居る處があるにもせよ吾國の宗教制度は決して之に倣ふことは出来ないものであると云はなければならぬ」と言て居るが博士の如きは宗教事業を以て國家事業と爲すべからずと云ふ事を充分に認めて居るものであるから宗教の教義上より神佛耶の區別をなすが如きは固より公法上に於て之を問はざるべき筈である、されば吾國と雖も外國と同じく其宗教は一にして止まらずやと云ふべき筈であるのに茲に至りて神佛耶と區別をせられるのは稍前後矛盾の感なきを得ない、既に多數の宗教の存在して居ると云ふことが吾國も外國も同じであるならば、吾國と雖も外國と同じく或種の宗教團體を公法人と見做すに於て毫も差支がない筈である況や同種のもの、間に區別を設けるのは難いが異種のもの、間に區別を設けると云ふは比較上容易であること云はなければならぬではないか而して博士の云はれる單純に耶蘇教のみによりて國を建て、居る處とは果して何れの國を指すものであるか耶蘇教以外の宗教の絶無な國は何れの國であるか承りたいものである、夫から耶蘇教中でも色々ありて「カドリツク」教もあり新教もあり「カドリツク」教中にも羅馬「カドリツク」教あり希臘「カドリツク」教あり舊派「カドリツク」教あり其他新教中には無數の分派のありと云ふことは言を要せないことである。

明治三十二年十二月十一日ヨリ全三十三年一月十六日ニ至ル

貴族院 衆議院

府縣	貴族院 冊數	衆議院 冊數	同調印人 冊數
京都府	四二	一、五四〇	九三五
大阪府	六三五	一、三三三	一、三三三
奈良府	五六	六四八	九六
兵庫及廣島	一三八	九四九二	二二五
愛知	三九五	一、二二五	七三三
山梨	三五	二、〇一九	一五二二
滋賀	四〇六	一、九六六	一、八八〇
合計	四、四八五	二、四九二	二、〇四三

外ニ東京へ送附セシモノニシテ未提出ノ分冊數凡ソ五千冊調印人數凡ソ三拾萬

岐阜	七八二	五、〇五六	六四五	四、三〇八	一、四七二
青森	三	三、〇三〇	三	三、〇三〇	六
長野	一九	一、〇四七	一九	一、〇四七	一〇、九四四
福島	〇	〇	二五	七五六	二五
秋田	四八	三、〇〇九	四八	三、〇〇九	六、〇一八
山形	一六〇	九、四七三	九五	一、二九二	二五五
福井	九三	八、九八七	八五	八、六二九	一〇、七六五
石川	三八四	三、三二八	二二	二、一五六	一七、七六
富山	二、二二二	一、〇、九三三	一、二一	九、一〇一	三、八四
新潟	三二二	一、二、七六六	四三	一、八、〇一五	三、〇八八
岡山	九	四、〇一	三	八四	二
島根	一〇	三、八二	一八	七三八	二八
徳島	六七	二、四六七	一〇	三、三三	七、七
愛媛	九九	三、〇五三	九二	三、三九五	一九、八
香川	九八	二、八五〇	九八	二、八六〇	六、四四八
福岡	一八四	二、六二四	一八〇	二、四一八	五、七〇
大分	一六八	一、〇、四三〇	一六四	一、〇、四七四	三、三三
熊本	五六	三、〇三三	五二	二、七九六	二、〇、九〇八
長崎	五三	六、〇四〇	三九	四、九二四	一〇、九六四

前號掲載急卒の際にて本多氏論說一半を脱して不体裁になりしを茲に氏及び讀者諸君に謝す 編者識

予輩が見る所を以てすれば該法案は政府者が頑迷なる舊思想の反影たるに過ぎざるなり、見よ彼等は常に徳川家康の故智に倣ひ、其政器を踏襲すど揚言せることを、又或る政府官人曰く、宗教家の既慮は爲政治家が常に駕御に苦む所なり而して其政慮は常に一宗派の強大なるより來る者なれば宗派を成るべく分裂離解せしむるは爲政治家に取て利益大ありと、之れ即ち封建的舊思想にして根本的謬見なり、而して這回の宗教法案は此舊思想此謬見より立案せられたるにはあらざるか、法案全体に亘り此精神は明に識認する事を得るなり、かの宗派を認めて法人とせざるが如き、本山末寺の關係を打破せるが如き、宗教委員會を組織して管長の權力を奪へるが如き、新宗派の興起を容易ならしめしが如き、皆悉く宗派分裂を希圖せる思想より割出したるものといふべし、此他不言不語の間此思想を露泄せる事は法案全体を熟讀せば明かに識認し得る事實なり、是實に國民の繁榮幸福を目的とせずして、只管

論說

宗教法案に就いて(承前)

文學士 本多辰次郎

制御し易きを目的として自己の權勢を貪るに起因せるものなり、此れ國民を友とし味方とせずして、譬とし敵としたる思想なり、豈に今日の社會には適合せざる舊思想にあらずや、三百年前と今日とを同一視するの不條理なるは論辨するまでも無き明なる事實なれども、試に解陳せんか、應仁以來世は刈菑と亂れて天下歸一する所なし、元龜天正の頃に當ては本願寺は門徒諸國に充ち、本據を攝州石山に構へて其狀恰も儼然たる一大諸侯なりしなり、織田信長之を討滅せんと欲して多年兵を交へし後漸く勅裁を以て和議を講ずるに至れり、豊臣秀吉天下を一統するに及びては、豪邁なる教如上人を廢嫡して從順なる准如上人を立て、本願寺を相續せしめたり即ち己に味方する者を助立せしものにして、現今政府者の西本願寺を手に入れて相助くる者と類似する者ありといふべし、徳川家康繼て弱を開くに當て、先に廢嫡せられたる教如上人を助けて別に東本願寺を立てしめ、以て勢力を二分したるなり、是當時に在りては頗る巧妙の手段といふべし、何となれば、若し徳川氏の對本願寺策にして一步を誤れば忽ち仇敵として衝を争ふ者なり、家康も壯時此反抗に遇うて頗る困難せしを記憶する者あり、故に家康の對本願寺策は敵を制御する方法を取らざるべからず、其政略として同寺を二分し互に相競争して、其勢力を相殺せしむる策に出でしは、予輩其巧妙なるに驚歎するものなり、今や大に事情を異にす、佛教者は決して政府の敵にあらざるのみならず、教法は政治と共に相資けて國家の繁榮國民の福利を祈らんとするものなり、國內には

決して亂離の憂なくして、外各國と對峙す、是時に當りては出來得べき限り國民の信仰を歸一せしめ精神界の統一結合を努め、以て不虞に備へざるべからず、此理由より推論せば、宗派は成るべく合同せしむべく、成るべく盛大ならしむべし、宗派を分裂せしめ、宗派の勢力を削弱せしむるが如きは愚の極といふべし、賢明なる政府當路者にして、此愚を敢てせんとする者は、畢竟するに宗教に對して疑懼を抱き、之を敵視し之を制御せんと欲するの念換言せば當局者獨り權を貪らんとするより起れるなり、之を政治上に例せんか、明治十三年の頃、民權論の盛あるや、政府者は國民全体の休戚を顧みず只管自己が權勢を奪はれん事を恐れ力めて民權論を抑壓せんとしたるも、遂に抑壓し終せずして、人民に參政の權を與へたるも何の弊害もなきにあらざるや、政黨に對しても亦大に疑懼を懷き嚴密に之を取締り、政黨本部は之を認許するも、支部は之を認めざりしも、後其謬見を悟り、本支共に政黨と認むるに至りても、利ありて害なきにあらざるや、斯くの如く國民の希望を容れ、國民と共に福利を樂まんは利ありて害なく、又現今文明各國の大勢なり、又政府者自ら試みて其利益を悉せし所にあらざるや、宗教問題に於てのみ政府者惟り權力を貪り國民を壓せんとするか、斯る貪勢の舊思想は最早放擲すべき時期にあらざるや、是予輩が今回の宗教法案に反對する所以の第一なり、

次に猶論すべきは世の潰々者流は漫に宗教自由とか、公平無私とか、一視同仁とかいふ命題を擔ぎて宗教法案を云々する

者多し、政府者亦此誤見に魅せられて法案起草せしが故に遂に歴史を忘れ法理に背くに至れり、夫れ一理想を立て、是は此くすべし、彼は然せざるべからずと法律を以て切り揃へんとするは數十年過去の思想なり、サビニー氏一度現れて歴史法學派を振興せしより、其說駁々として勢力を益し來り、過去の歴史と現在の社會を離れて單に一の理想を畫して法律を立案すべきものにあらざる事は諸學者の首肯する所となれり、自然法論者の破れしもの之が爲あり、ルソーの民約説の衰へしもの之が爲あり、又羅馬法以來の沿革を討究せば事實は歴史法學派の爲に立證するにあらざるや、然るに這回の宗教法案を見るに、全く從來の歴史を捨て、現時我國の實際を顧みず、單に「信教は憲法の保障に由りて自由なるが故に、總べての宗教團體の取扱を同一公平にせざるべからず」との一理想を畫きて此理想を唯一の基礎として立案起草せり、是に於てか、鶴の脚は切り鴨の脛は繼ぎて、從來の自然發達には毫も顧慮せず、只管各宗教團體の取扱を整然劃一ならしめんと圖る、是亦學者が最早今日は取りざる舊思想にあらずや、賢明なる當局者は何故に斯る見易き誤謬に陥りたるかは予輩竊に疑訝に堪へざる所なり、予輩は信ず斯る新進の學理に背反するの法律を以て二十世紀以後の社會に適用すべからざるを是予輩が今回の宗教法案に反對する所以の第二なり、

今一步を譲りて、理想に基ける劃一の法律案をも時に必要とする事ありとせば、該法案は完全なりやといふに、其主義理想統一せず、寺院及教會堂及其構内の土地の地租を免し、若

くは教師に徴兵を免役せしめんとする如き點より見れば宗教を保護し之を發達助長せしめんと欲するが如く、又種々の壓制干渉を極め、政府に無限の權力を有する如きは、實に宗教を疑懼し、宗教者を敵視する態度なり、主義の一貫せず、理想の統一を缺くこと何ぞ其れ甚しきや、是予輩が今回の法案に反對する所以の第三なり、

猶此他種々の小なる不都合の點は頗る多し、然れども逐條審議せば或は可なる點も無きにあらず、去れども法案全體の精神の不健全不都合なる事斯くの如し、是に於てか予輩は大に該法案反對の意見を有するものなり、

試に思へ十數年間慎重に慎重を加へて審議立案したる民法さへ、其施行以來人事篇等に不都合を生せし點頗る多々なり、殊に重婚の罪を犯す者頗る増加せしむ、法律は之を如何ともしざる能はざる如きは、人の等しく歎息する所にあらざるや、然るに今や宗教法案の如き倉卒の際に起草し、其草案提出せられて未だ幾句ならざるに、缺點續出する如き法案を強て施行せんとは、賢明なる政府者の欲する所にあらざるべし、又法案に如何なる缺點ありしも、實施後宗教者に如何に不便を感せしめ、不快の念を懷かしめても、猶強て今期議會に通過せしめんとする必要もあらざるべし、されば政府は一たび該法案を撤回して、一層深く研究して立案せられん事を望む、賢明なる政府者は必ず余輩の希望を満足せしむる度量と公平心とを有する事を余輩確信して囑望の念に堪へざるなり

政府案の所謂特典なる者

桑門典

宗教法案一たび出でし是非の論忽ち起り、今や都鄙到る所囂々の聲を聞くに至れり、該法案が國家人民の休戚利害に關する重且大なるものあるや以て見るべく、而して從來宗教を藐視したる政客等の、これによりて漸く將にの輕々に看過すべからざる者を覺知せんとするの兆あるは、邦家の爲め一大進歩として余輩の慶喜する所なり唯憾むらくは該法案反對者が、毎に確乎たる根據により、其反對すべき所以を究明し、精議審説餘力を遺さざらんとするの意氣あるを見るに反し、該法案賛成者が、只僅に信教自由若くは一視同仁云々の言を以て漫に糊塗を試み、本だ嘗て其賛成すべき所以を詳論せず、甚しきは徒らに他を罵りて頑冥と呼び狂妄と做し、眞摯に此問題を討究せんと欲するの精神あるを見る能はざるを、然りと雖も退て考察し來れば、かれ賛成論者の其賛成すべき所以を詳論せざるは、蓋し其故あり彼等の之を詳論せざるは、所謂爲さるるにはあらずして能はざるなり、漫にかの法案に賛成して而して其賛成すべき所以のものを求めて得ず、之を詳論せんと欲するも豈得べけんや、宜き條違なる信教自由を擔出し、牽強なる一視同仁を持來りて、僅かにお茶を濁さんと試むるあるや、特に教會敷地の免租を以て寺院敷地の免租と同視し、亦これ

一視同仁の趣旨に基ける公平なる規定と思惟し、甚しきは寺院敷地の免租を以て佛教亦非常なる恩典を蒙るもの如く言做すものあるは實に片腹痛き次第沙汰の限といふべきなり、夫れ吾邦に於ける寺地の免租なるものは、素是れ報酬のものにして恩惠的のものにはあらざるなり、佛教が千有餘年間に於て吾邦に効したる偉大なる功勞の僅に此免租によりて酬ひられしものたるに過ぎずして、單に寺地なるものが宗教の物件たりといふの故を以て特に免租の恩澤に浴せしむるものにはあらざるなり、此をこれ察せず、今や此千有餘年間の偉大なる功勞に酬ひしものを以て、一朝之功過未だ知るべからざる新來の宗教に惠與せんと擬するを見、直に以て公平と爲し、一視同仁と爲す、余輩豈然たらざらんと欲するも得べけんや、且夫れかの法案にして一旦法律となりて發布せらるゝに至らんか、狡猾なる外人等之を以て奇貨居くべしと爲し、教會敷地の名の下に地を所在に購得し、而して僅々數坪の屋上に掲げられたる尺寸の十字架は、優に幾町反歩の免租を保障して其澤彼等が私營の上に及ぶものあるに至るが如きことあらんも、亦未だ知るべからず、此の如くんば當に國家經濟上憂虞すべきのみならず、其殊終に測るべからざるものあるに至らん、國を憂ふる者豈深察せずして可ならんや、思ふに吾邦佛教中、眞宗の如き、其寺地の尙未だ免租とならざるものあるを見る、而して余輩は此等特權を有せざるものに向て新に免租の特權を與ふるは、必ずしも其要あるを認むる能はず、况んや新來の宗教に於ておや、余輩は斷じて教會地向

て寺地と同く免租の特典を興ふることの不條理無謀なることを鳴らさざるを得ず、更らに別案教師徴兵猶豫の一事を以て、宗教を保護し教師を優遇するの意に出でたるものと爲し、非常なる恩典を得るもの、如く謂ふものあり、是亦思はざるの甚しきものといふべきなり、夫れ該案の不可思議千萬にして立案の趣意の明かならざるは、貴族院に於ける議員の質問に對する政府委員答辨の模稜曖昧なるに徴するも明かなる事實にして今更之を喋々するの要を見ず、思ふに教師なる者も亦皇土に住し皇國の粟を食む者、其國家に對し盡すべき義務を負ふや、敢て他の一般國民と異なるあるべきなし、故に單に其教師たるの故を以て兵役を猶豫すといふが如きは、理に於て固より不當の事たり、吾佛教僧侶の如き近く之を日清戰役の當時に見るも、他の國民と同く國家に對し盡忠報國の誠を致せしもの、其例多々あり、吾僧侶は敢て兵役に従事することを避けんと欲するものにはあらざるなり、故に他教は姑く措て論せざるも、吾佛教僧侶に關しては、余輩はかの徴兵令中改正法案の不必要を唱へんとす、况んや直接戦闘に従事すべき兵種云といへるが如き奇態なる規定を爲し、立案の根據一も見るべきものなきものたるに於てをや、何物の痴漢ぞ此の如きの法案を見て敢て宗教保護の意に出るとはする、其誣固より惡むべきも其愚寧ろ憫むべき哉

宗教法案に對する 佛教信徒の覺悟

藤浪又吉

昨年春以來佛教各宗派の代表者等は寄々會議を開き、公認敎制度を制定せられん事を政府に交渉し、遂に佛教法私案なる者をさへ政府に提出しなり、而して其結果は遂に蠶蛇となり、大に佛教徒に不利なる法案を政府より提出するに至れり、是に於て各宗委員は大に激昂憤然として絶對的反對を試むべき等なり、然るに事實は之に反し、各宗委員なる者は頗る弱腰にして、大々の決心を爲す能はざるを以て、其後修正意見などを以て、政府に交渉を重ねるも、一向要領を得ずして困り果て、心中には不平ながら、或は政府官人より威嚇され、或は利を以て啗はされ、唯々諾々なるが將た態度不明了なるか、何にしる腑甲斐無き有様にして、側目には甚だ齒痒き次第なり、併し是も致方無き次第にして、又一方より考ふれば僧侶諸君に取りては温順含蓄の氣象ありて、已の不便は忍びても從順にすといふもの一の義徳にして、去りて徐ろに實力を養成し、實力を以て競争せんとならざれば亦一理無きにあらず、宜しく早く決心して實際問題に着手し、着々實効を擧ぐべし、進んで政府に向て自家當然の權利を主張する能はず、退て實際問題に對して何の見るべき事功も無き時は、其時こそは僧侶がいと失へる威信名望を愈々益々失墜して、穢多の如く非人の如く輕侮せらるゝに至る時節と覺悟すべし、惟信

徒に至りては決して此期に一歩も退却すべからず、獅子奮迅の勢を以て直進進行して以て政府提出の宗教法案に反対すべし、各宗本山には本山の事情もあり、僧侶には又僧侶の理由ありとして、夫等の進退は心に留めずして信徒は信徒相結合して極力反対運動に勉むべきあり、何と云へば政府は如何なる理由によるも、從來佛者が所有し居たりし自治の権能を始め他の特權は奪ひ去らるべき筈なければ之を擁護するは正當の權利なり、國家は必ず宗教を保護せざるべからざる理由無ければ、新たに何の由緒も無く歴史も無く勢力も無き新宗教に多大の保護を與ふる謂れ無しと拒むも亦國民の權利なり、當然の權利を主張するは正當の手續をさへ踏まば何程にても強固に爲すべきなり、法治國の人民は固より然あるべきなり、然れば我佛敎信徒は各宗本山の進退に頓着なく、一意に政府案反対運動に突進すべきなり、至誠を以て進むべし嗚呼誠は天の道なり、至誠は神明佛陀の擁護する所なりかの親鸞上人を見ずや、忌諱に觸れ北國に流さるゝや、之に由りて益偏鄙の群類を化せんと奮發して遂に大宗派の基礎を開かれしにあらざるや、又かの日蓮上人を見ずや、幕府の嫌疑を受けて或は斷頭場に上り、或は佐渡が小島に流されしも、至誠以て一貫して、強固なる宗派を建設せしにあらざるや、實に至誠は成功の母といふべし、至誠眞實以て進まば何事か成らざらん、至誠相和し素志を達するまでは止まざるの覚悟を以て進むべきなり

社 會

◎各地上京員の動靜 舊臘十二月貴衆兩院休會となり一時政界も穩かとなり議員連中も追々歸國する向もあれば、各地の上京者も首府に越年するも、さのみ用事もなければ、一先づ歸國して、從來の経過をも報告し、且大會決議に基き地方團體の鞏固を圖らんが爲に、少數の越年委員を留京せしめて、皆歸國せり、時に北陸地方の如きは毎國二人の滯京委員を置きしが、遂には佐々木丁應、大谷賢了、相良願應、本多元誓、藤井堯孝の五氏を留めて故郷の天に向へり、捲土重來の日御如何なる勢を現せん、刮目して見るべし、

◎政府者の奔走 議員休會中は表面は極めて平穩無事なれども、此間に於ける暗潮は却りて急激なるものあり、政府者も此間に努め、反對者も安臥の夢を貪らざるは當然の勢なり、其行動に照れば、政府者にありては、直接該法案提出の責任者なる平田法制局長官、斯波社寺局長等が、議院開會中より爲し來れる議員諸團體へ出席して政府案の説明を勵めし事なり、其盡力は中々容易のものにあらず、採議員も歸省せるあり、旅行せるあり、團體訪問も出來難くなり來りしを以て、去月二十六日を以て宗教法案の説明を發行して廣く世間に分てり、

◎東京府下大谷總末寺會 は此間二回の宗教法案の反駁文を「法話」號外として配付せり、其昨年大晦日に配付せし反駁文には十ヶ條の理由を附して絶對的の反對の意志を表白

せり、
◎内海京都府知事の干渉 宗教法案に對する賛否兩論者の運動は益熱度を加ふるを以て、内務省は命を内海京都府知事に命じて東本願寺に向て干渉を試みしめたり、知事は曾て同本山の財政に向て盡力せし緣由あるを以て、之を善き手懸として嚴しき干渉を始めたりと見ゆ、教學報知の所報眞に近きやに信せらるゝを以て、左に一節を紹介すべし、

◎内海知事の干渉 内海知事が舊冬來法主を叩きて其筋の命を奉じて細かに説くところあり各宗の全體が修正説に傾けるの今日、獨り大谷派のみ極力反抗若くは法案全部の破壊など云へる頑説を固持するは宗門前途の爲に策の得たる者にあらざる若し過つて管長處分の不幸にも遇ひなば實に一派の不面目此上もなかるべく本願寺の威信は地を拂ふに至るべく宜しく温和的手段を以て政府の意に逆はざるや注意あるべし、且つ大谷派は内に財政整理の急務あり北濱銀行に對する義務亦た忘るべからず此際外に向つて虚勢を據し妄りに政府の感情を損せんよりは宜しく内を治むるに力を盡し渥美契縁、篠塚不着等其他の宿老を招き以て會議を開き以て宗門百年の計を固むるを第一要とす云へる意味の忠告を客れたれば法主は大に心を動かされて茲に初めて素志變更の端は開かれたるに似たり

北垣國造男亦之に力を併せ、猶諸所より、手を廻はし忠告するあり、壓力を加ふるありしかば、其結果として、左の如き訓示を見るに至れり、

訓示第四號

今般第十四議會に於て政府より宗教法案提出相成候に就ては若し門末中輕舉躁急一派の體面に關する様の言行有之候ては不相濟次第法主臺下におかせられては深く御懇念の餘り特に上局役員を被爲召懇篤御示諭被遊候趣も有之候條門末に於ても各宗委員が決議したる該法案修正説の成立を希望し議會の通過を期すべきは勿論の儀に候得共恭謹忠實道念を失はず相共に申合せ心得違の舉動無之様致すべし
右訓示す
明治三十二年十二月廿八日 總務 大谷 勝 縁

◎右訓示の結果 同門末は鎮りかへるかと思へば、さ

にわらず、此訓示を見て激昂するもの少からず、殊に加賀國能美郡同盟會の如きは、奮然として松本佐次郎氏外數名の名を以て頗る激烈なる書面を本山に送り「過日東京に於て石川參務より本山の決心を承り歸國以來日夜奔走郡内の氣焰を高め否決運動に盡瘁しつゝあり人心の沸騰燃るが如き今日に於て今回の如き訓示あるは前後矛盾の甚しきものなれば斷然斯る訓示は御請け致し難し」として終に有志總代數名を上京せしめ大に本山の食言を責むるころあらんとし昨日既に着京今や交渉中なりと而して其決心を聞くに、宗意安心に關しては、法主は無上の權力を有せらるゝは勿論なれば、何處までも聽従すべし、但今回の如きは、信徒は國民として、其權利を主張するに過ぎざれば法主の命令も奉せざる所あるべしと張り、斯る状態に立至りしかば、東上中の石川舜臺師も西歸し、渥美契縁師亦上京して斡旋する所ありとぞ、
◎議制局會議 これも知事の干渉、信徒の激昂とより生

せし結果にして、同派は臨時に議制局會議を開くに至れり、去る六七八三日間の會議にて、彼の五ヶ條の主張を達する能はざれば断然否決すべしと議決す、

●西派の動靜 同派重役は自ら奔走して、政府案賛成に盡力せられし事は人の知る所なるが、同派中にも大に憂慮する人々もありて、説乃是非は兎も角斯の問題に向て法主親しく奔走するは穩かならず、恐くは其威信にも關係する事にあらずやと、忠言を呈せし向もあり、夫かあらぬ同法主は舊臘二十日赤松、大洲、小田等の宿老を率ゐて西歸せられたり、然るに同派の門徒中にも僧侶中にも、本山の主義に懐からず思ひて、法案反對意見を唱ふるあり、内部動搖しかりし修正説も中々勢力あるに至れり、遂に本月六日同派顧問會議を開きて、宗教法案問題を議せしむるに至れり、

●各宗管長會議 宗教法案に對する各宗間の歩武は亂調となり、要するに昨年四月建仁寺にて三十六派管長委員諸氏が五ヶ條を決議し、之を以て政府に交渉せん事を七宗委員が托せられしに、今回西本願寺、曹洞、眞言等諸宗の言ふ所はかの五ヶ條の委任に背くとは、大谷派の言ふ所の如し、故に更に各宗管長會議を開くべしとは、七宗委の間に唱へられ、又七宗以外の諸宗も黙視すべきにあらざれば遂に同會議を開かるゝに至り、

●東京方面 の模様も歩調の區々たるは同じかりしが、上京委員數を減して纏りも着き善くなりし點もあらん、大に所論を揆一せしめんとの説起りて盡力する人々ありて、茲に

雜 錄

名士片言

●某黨名士 曰く政府當路者は揚言して三百年前徳川家康が實行せし政略が今でも用ゐられるは妙である、今度東本願寺が一つ者であるならば逆も制御は出來ぬけれど、幸にして一方丈けは前以て手に入れて置いたから、大に事が仕易いと言ふと聞く、併し余を以て見れば畢竟猿の人直似たるに過ぎない様な氣がする、家康は本願寺を兩分して、勢力は分裂せしめたが、其目的は唯御し易い様にするにありて、一方を味方にし、他方を敵にして憤激せしめて持て餘す様を下手な事はやら無つた、今の當局者か、雛子が躑躅んだ様な事を仕出して、宮内省あたりまで泣き付て歩きながら家康の政略を踏襲したなどと威張られては、地下の家康も嘸迷惑に思ふか、但しは又冷笑して居るであらう、眞似をするにも矢張智慧がいと見えると云々、

●某碩徳

曰く今度の政府提出案では教派宗派教會又は寺に屬する教師に徴兵猶豫とか免役とか出來るうなが、進んだ様でもまだ兵役を忌避する者の多い世の中だ、現に先達まで北海道などへ籍を移す者が多かつたので知れる、是からは名目だけ教師になる者は増す事であらう、併し袈裟掛けたり、法衣を着たりするのは、ソいへ人は忌たうが、耶蘇教師はソナ制裁が無いから随分是からは三十三歳まで名目だけの耶蘇教師は雨後の筍の様に出來て來やう、一寸縁結ぶ

漸く其端緒を開き、遂に伊勢勘樓上の協議會となり、

●宗教法案反對各團體打合せ會 大日本佛敎徒同會、公認敎期成同盟會、東京府下大谷派總末寺會、信徒俱樂部を始め其他宗教法案反對の各佛敎團體の代表者十八名は一昨六日京橋南鍋町伊勢勘樓に會合し本月下旬全國佛敎徒大會を開會するにつきうの打合をなし協議の結果左の數項を決議したり

- 一 全國佛敎徒大會に宗教法案に絶對的反對の態度を取る事
- 一 各團體代表者即本日出席の十八名を以て全國佛敎徒大會事務所を組織し大會準備委員と爲す事
- 一 各團體代表者より五名の事務委員を提出する事
- 一 全國佛敎大會より全國に向て來る十日迄に公文を發する事
- 一 事務所を神田萬世橋際萬世俱樂部に設くる事

事務委員は近角常觀、眞岡堪海、諸岡道太郎、江羅直三郎、青田節の五名と定まり、會日は來る廿一日午前十時、會場は兩國中村樓と決したり當日の出席者は近角常觀、本多辰次郎、柏原文太郎、諸岡道太郎、佐々了應、長麟城、安藤鐵腸等の諸氏なりし

●佛敎俱樂部

自憲黨中に起れり、同黨所屬九團體の院外者其發起たり、其方針は各團體より二名づゝの委員を選びて、各部署を定めて總務委員其他先著諸氏に就き親しく宗教法案に對する意見を叩き、以て其意見を定め發表する由

●帝國黨の政務調査會

荒川邦藏氏會長となり、切りに宗教法案に對する研究を凝しつゝ、あるが、不日調査濟になりてより、同黨の意見を定むる由

だけでも、彼敎に取ては好都合だね、

●某進憲黨名士

曰く宗教を認めずして教會及寺のみを認むるは誤である、僕の目で見ると宗教法案ではなくて、教會及寺法案とも呼ぶべきものである云々、

●某自憲黨名士

曰くアンナ法案に賛成したら、これが無からうなど此時氏は頭を當つ、

●某代議士

曰く近頃新聞紙上を見るに、西本願寺の修正案には政府も同意すると書てあつたが、一体どんな修正案か知らん、西本願寺の修正案に政府が同意するのか、政府の讓歩に西本願寺も隨行したのかどちらだロー、

●某省有志

曰く政府も此頃は餘程狼狽して居ると見え、予が郷國江州の如きも、少し僧侶の集會でも催す時は、探偵は五月蠅く付き廻りてあるが、外の國の様子を聞くに矢張其通だソいな、斯る田舎まであれ程にすると狼狽の程度も押計れる云々

●公認敎反對論者の輿論

從來佛敎者の議論は公認敎制度設立を主張する者と、又全く放任主義を取る者と二派に分れ居れり、公認敎論者が今回の宗教法案に對する意向は本誌や明敎新誌等の外に時々諸新聞紙にも報せられし所なるが、放任論者の意見は明かならぬ事なるが、放任論者は固より、法律制度の無用を主張する者なれば、今回の法案の如き干渉甚しきものには無論反對の意見にして、亦西本願寺の今回の舉動には憤り居る者多しとぞ、

●某衆議院議員

曰く政府は過日來衝本政略を取り、内

海京都府知事を介して、直接大谷派法主に談せしめて、西本願寺同様政府提出宗教法案に賛成して訓諭を發せしめんと骨折れる結果、遂に強硬なる法主も苦肉の勸告に堪へ得ずして、大分讓歩して訓諭を發せしめられたがあれでもまだ鎮撫か煽動か趣意が分らぬとて、政府では氣に入らぬソナ、併し夫は無理だ、元來西本願寺は初よりかの宗教法案の内相談に與かり、出來上りの上でも、其委員は各宗委員よりも二日間早く内覽せしめられた、冷たから賛成も尤だが、東本願寺はソいふ關係は少しも無いのである、假令其議案は性質宜敷イものでも、先づ此交渉は纏らぬが、自然ではあるまいか、まして其議案に缺典多きものに於てはドーであらう、斯くまで馬鹿にせられた、大谷派も可愛想なものだが、政府も十分望を達するを得ば一段のお慰みである

會報

會頭久我侯爵一行巡回記事(承前)

●津幡町 は加賀能登越中三國の境界に在る一町なり、官設鐵道は此町より越中に向ひ、七尾鐵道の起點又此所に在り然れども未だ接續するを得ず、半里許腕車の便を借らざるべからず、一行此町に至るや、往返共に町の有志家等歓迎せられしは甚だ謝す所なり、殊に盡力せられし諸氏は、村義太郎、庭田次平、同次助、同次郎、鳥越玄隆、谷山大悟の諸氏なり、殊に熊谷宗實師の如きは一行を高岡まで送り涼車中種々古蹟等を實地に就て説明し呉れられたり好意深く謝する所なり

●高岡市 も疾くより會頭一行を歓迎せんとて數日前よ

り準備をさし、怠り無かりしが、廿二日一番下り列車にて一行は能登七尾港より着高、歓迎の人山並よめきて當日の會場たる眞宗靈安寺に案内せらる、會の順序は開會の趣旨終りて本多近角二氏の演說會頭の挨拶あり終始奏樂の間に於ては珍しき事の由、夕刻より同市木津樓に於て懇親會あり席上一行三氏の謝辭に加へて希望を述べらる、あり、大谷賢了師立て答辭を述べらる、人氣大に引立ち以後僧俗共に法の爲に盡す所あらんとの形勢となれり、今回殊に幹旋盡力せられたる有志家は、頗る多しと雖も殊に發起人諸氏のみを舉れば

●中越各宗協會 今回高岡市に起れる、我同盟會と聯絡の諸氏なり

中越各宗協會規約

- 第一章 名譽位置及組織
- 第一條 本會ハ中越各宗協會ト稱シ高岡市射水郡永見郡東西磯波郡ノ各宗僧侶ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會本部ハ高岡市片原町鬼寺ニ置ク
- 第三條 本會ハ左ノ事項ヲ以テ目的トス
 - 一 僧風ヲ整整スル
 - 二 外教ニ對スル方針ヲ定ムル
 - 三 社會事業ヲ謀ル
- 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲着手ノ可キ事業概テ左ノ如シ
 - 一 宗門自治ノ鞏固ヲ謀ル
 - 二 講義又ハ演說會ヲ開ク
 - 三 機關雜誌ヲ發刊スル
 - 四 時ニ依リ各宗管長會議又ハ各宗本山ニ向テ或ハ建議シ或ハ請願スル
 - 五 必要ナル時事問題ニ對スル方針ヲ一定スル
 - 六 必要ナル佛敎團體ト氣脈ヲ通スル
 - 七 其他總會ノ決議ニ係ル事項
- 第四章 會員
- 第五條 會員ヲ分テ特別會員正會員ノ二種トス
- 第六條 特別會員ハ總會ノ決議ニヨリ各宗ノ預徳高僧ヲ推選ス
- 第七條 正會員ハ年資金拾貳錢ヲ納出スル者トス

●富山佛敎徒同盟會

今回會頭一行が巡回中未だ其地に到らずして先づ驚きしは富山市の景況なり、一行が猶金澤に在るや、同市の北國新聞及新北陸等の紙上に大々的特別廣告が連日續載せらる、を見る、之れ即富山佛敎徒同盟會が新嘗祭といふ大祝日に當りて大日本佛敎徒同盟會一行を迎へて盛に發會の式を舉げんとするの豫告なり、數十の發起人皆是同縣加指の名望家有識者にして過去及現在に於ける名譽職員即貴衆兩院の代議士より縣會市會の議員は勿論、新聞記者、市町村の名譽役等一も漏す所なし、去れば最盛大なる加賀國佛徒同盟會員すら、富山縣は斯る勢にて起り騷々盛に赴くならば我石川縣などは殆ど顔色なしと語られし程なり、同市當日の順序は午前十時より發會式を舉行し、午後公開演說會を催し引續いて懇話會を開く筈なり、會頭一行は下り一番列車にて高岡市を發し、富山停車場に到着するや、茲に數十の腕車を聯ねて、今回の幹旋家乘杉教存氏の寓居に導かる、同所は同氏が本誌第九號に於て告白せられたる如く滿腹の同情を以てかの憐むべき出獄人に對して衣食を俱にし、勞役を分ちて同棲せらるゝの處たり、家傾きたりと雖も慈悲の空氣溢る、道場なり、當日の會場は可愛座といふ劇場なり、全体同市は會て明治の初年廢佛毀釋の暴論煽りし當時、藩令して合寺の沙汰に及びしかば、佛敎隆盛の地の割合には寺院殿堂の數少きに、かて、加へて本年夏期に全市殆ど祝融氏の紅舌に管められ、續て又洪水の酸禍に罹りて、多人數を集會せしむべき恰適の殿堂を有せざればなり、豫報の如く久我會頭の告辭會員の答辭其他十餘の祝辭祝詞等あり萬歲聲裡に發會の式終へ、續て演說會あり懇話會あり、餘興あり、會頭等は當夜の宿所と定められたる御門村(富山市より殆ど二里程の距離あり)井上氏の宅に赴かれ近角氏は別に招待せられて、西本願寺別院に於て開かれたる同縣第一中學校生徒の佛敎青年會に臨みしく第邸宏壯なり殊に當主清治君深く佛法を信じ、家中は和

第五章(役二員)

- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長 一人
 - 二 幹事 十二人
 - 三 評議員 三十五人
 - 四 書記 一人
- 第九條 役員ノ任免ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第十條 役員ノ任期ハ二年トス
- 第十一條 役員ハ總會ニ名譽職トス
- 第十二條 但書記ニハ日常ヲ給ス
- 第十三條 第六條 會 議
 - 一 會議ヲ分テ定期總會臨時總會幹事會議評議員會ノ四種トス
 - 二 定期總會ハ毎年五月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議ス
 - 三 諸般ノ報告
 - 四 規則ノ變更
 - 五 役員ノ改選
 - 六 其他必要ト認タル事項
- 第十四條 臨時總會ハ緊急ノ事件アル時幹事會議評議員會ノ決議若クハ會員拾名以上ノ請求ニヨリ之ヲ開ク
- 第十五條 評議員會ハ幹事又ハ評議員三分一以上ノ請求ニヨリ臨時之ヲ開ク
- 第十六條 會議ハ總會ヲ普通議事法ニ準ス
- 第十七條 第七條 會 計
 - 一 本會ノ經費ハ年資金及寄附金ヲ以テ之ヲ維持ス
 - 二 會計事務ハ幹事之ヲ掌理シ常ニ會員閱覽ノ請求ニ應スル様致シ置ク可シ
- 第十八條 會金ニ餘裕アルハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ以テ本會ノ基金トス
- 第十九條 第八條 雜 則
 - 一 入會セントスル者ハ捺印シタル書面ヲ以テ本會若クハ評議員ヘ申込ム可シ
 - 二 會員ニシテ會費ニ背クハ勿論荷モ僧侶ノ体面ヲ汚ス言行ヲナスハ除名ス
 - 三 本會ニ對シ金銀物品ヲ寄贈セラル、事アルハ之ヲ帳簿ニ記録シ永ク保存ス可シ
 - 四 本會ニ必要ナル細則内則等ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十條 明治三十二年六月六日總會ニ於テ假幹事十二人互換ス結果下ノ如シ(一名欠員)
- 第二十一條 直 宗 蓮花寺住職
- 第二十二條 曹 洞 宗 正覺寺住職
- 第二十三條 淨 土 宗 繁久寺住職
- 第二十四條 淨 土 宗 妙壽寺住職
- 第二十五條 淨 土 宗 淨永寺住職
- 第二十六條 淨 土 宗 稱念寺住職
- 第二十七條 淨 土 宗 光久寺住職
- 第二十八條 淨 土 宗 專念寺住職
- 第二十九條 丸 山 院 蓮花寺住職
- 第三十條 竹 山 院 正覺寺住職
- 第三十一條 在 田 院 繁久寺住職
- 第三十二條 桃 井 院 妙壽寺住職
- 第三十三條 齋 藤 院 淨永寺住職
- 第三十四條 齋 藤 院 稱念寺住職
- 第三十五條 齋 藤 院 光久寺住職
- 第三十六條 齋 藤 院 專念寺住職
- 第三十七條 平 野 院 蓮花寺住職
- 第三十八條 野 原 院 正覺寺住職
- 第三十九條 野 原 院 繁久寺住職
- 第四十條 野 原 院 妙壽寺住職
- 第四十一條 野 原 院 淨永寺住職
- 第四十二條 野 原 院 稱念寺住職
- 第四十三條 野 原 院 光久寺住職
- 第四十四條 野 原 院 專念寺住職

言愛語の風、務修禮讓の儀あり、好まじき家庭といふべし、之にて會頭今回の巡回は極處に達し、廿四日早朝より行李を整へ歸途に上れり、去れど此歸途には猶數ヶ處へ臨席の約あれば、先づ〳〵の聲は未だ發せられず、聞かれざりし因にいふ富山市は既に前年より市の共同事業として、慈善會の設立あり、當今收養する所男女老幼を合せて二十餘名あり火災後の事として、同所の光景は一層悲酸を極めたり、同盟會發會式舉行前近角本多二氏は同處に臨みて懇切に被收養者を慰諭せり、初今回幹旋盡力せられたるは、島田孝之、上野安太郎、關野善十郎、乗杉教存等の數十人なりき。

加賀國

●江沼郡佛教徒同盟會 會頭一行は廿四日朝五時御門村を發し、主人井上氏及有志乘杉氏等に送られて富山停車場に至り、上り一番列車にて大聖寺町に向て發向す沿途高岡、津幡、金澤小松等の各驛を過ぐるや、夫々其地方の有志數十人打揃うてプラットフォームに來りて挨拶せられたり、殊に小松町にては松本佐治郎佐々木了應等の諸氏は大聖寺町迄同乗して送られたり、汽車大聖寺に着するや、歡迎の盛なる例の如し午後同會演說開會幹事長梅田五月氏開會の辭次に各地の祝電を朗讀し、次に能美郡佛教徒同盟會幹事松本佐治郎氏同會を代表して祝辭に兼ねて演說せられ、より本多近角二氏相繼て夫、慈善問題宗教制度等に就て縷々陳述せられ終て會頭より懇切なる挨拶あり、引續いて茶話會を催され、一行三氏交々立て謝辭に代へて所思を陳述せらる、閉會は薄暮なりき。

●威徳青年會 該會は同町青年諸氏の團體にして、創立後既に十年の久しきに亘り、會員多く基本金豊に、且多數の會員皆信念厚く、氣象活潑なる有力有望なる團體なり、今回久我會頭一行の同町に請招せらるゝや、同青年會員は皆大に幹旋の勞を取られしが、幸此夜近角本多兩氏を請して演說會を開けり、午後七時開會幹事は開會の趣旨を演し次に二氏の長誦あり、散會は十時頃なりき、大聖寺町は晝夜共盛會にて、同地の氣焔益熾なり、初幹旋家諸氏の主なるは、梅田五月、木曾頼爾、飯貝宗實、飯貝宗然、出雲路現祐、竹中茂丸、桑島榮一、岡西仁一郎、二宮忠八、等の諸氏なり。

○佛教大演說會廣告

來廿二日午後一時、神田錦輝館に於て島地默雷、清澤滿之、小林日董外數師を聘し佛教大演說會相關候間各地より御上京中の熱心なる信徒諸氏御來聽被下度候也

一月廿日 全國佛教徒大會事務所

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(二日、十五日)發行とす
- 二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢
一、爲替振込局は、本郷森川町郵便貯金爲替取扱所宛の事
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年一月十九日印刷 發行兼編輯人 上村幸三郎
明治三十三年一月二十日發行 印刷 清水朝太郎